第二十五条　北朝鮮拉致被害者支援法施行令の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「とする」を「と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、同項第一号中「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」とする」に改める。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二十六条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。次条において「平成十六年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第三十条の表第三十四条第二項の項中「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第三十四条第二項を次のように改める。

2　厚生年金保険の被保険者（以下この項において「被保険者」という。）である老齢厚生年金の受給権者が次の各号に掲げる場合における厚生年金保険法第四十三条第一項の規定によって計算した額は、当分の間、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める月（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める月のうち直近のものとする。）前における被保険者であった期間を基礎として計算した額とする。

一　九月一日（以下この号において「基準日」という。）において被保険者である場合又は基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合における基準日の属する月の翌月が、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をした日の属する月（次号において「申出月」という。）以前である場合　基準日の属する月

二　被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月が申出月以前である場合　被保険者である老齢厚生年金の受給権者がその被保険者の資格を喪失した月

第三十五条の表旧厚生年金保険法の項中「第四十三条第四項」を「第四十三条第三項」に、「第五項及び第六項」を「以下この条」に改める。

第三十九条第一項の表第三十四条第二項の項中「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第四十条第二項の表旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給権者の項中「及び第四十三条第三項」を削り、

改定する。	改定する。
一　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者である受給権者（八十歳に達した日（以下この項において「改定請求」という。）において被保険者であった場合又は改定請求があつた日の翌日以後に被保険者の資格を喪失した場合にあつては、その喪失した日）の属する月の前月までの間で、当該受給権者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（改定請求があつた日の翌日以後に被保険者の資格を喪失した場合にあつては、その喪失した日の前日までの間の被保険者期間に限る。）の月数が三百月以上であるものに限る。）を有する者であつて、改定請求があつたもの	一　旧厚生年金保険法による老齢年金（被保険者である受給権者（八十歳に達した日（以下この項において「改定請求」という。）において被保険者であった場合又は改定請求があつた日の翌日以後に被保険者の資格を喪失した場合にあつては、その喪失した日）の属する月の前月までの間で、当該受給権者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（改定請求があつた日の翌日以後に被保険者の資格を喪失した場合にあつては、その喪失した日の前日までの間の被保険者期間に限る。）の月数が三百月以上であるものに限る。）を有する者であつて、改定請求があつたもの
二　六十五歳未満の被保険者又は被保険者であつた者に対する旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定による老齢厚生年金の額の改定等（当該改定等が行われた場合（当該改定等の標準報酬の改定又は決定（以下この項において「標準報酬の改定等」という。）が行われた場合を除く。）における当該改定等の標準報酬の改定等に係る被保険者期間の月前における被保険者期間に限る。）の標準報酬の改定等（当該改定等が行われた場合（当該改定等の標準報酬の改定等が行われた場合を除く。）における当該改定等の標準報酬の改定等に係る被保険者期間の月以後における被保険者期間に限る。）の標準報酬の改定等（当該改定等が行われた場合を除く。）が行われた場合　当該改定等の標準報酬の改定等に係る被保険者期間の月前における被保険者期間に限る。）の標準報酬の改定等（当該改定等が行われた場合を除く。）が行われた場合